

第8次医療計画における救急・災害医療の見直しの方向性に係る補足資料

外傷外科医等養成研修事業

1 事業の目的

令和4年度予算額 **13**百万円 (**11**百万円) ※()内は前年度当初予算額

我が国においては、近年の国際情勢を鑑みると、爆発物等によるテロ災害発生の蓋然性は高まっており、また、今後南海トラフ地震の発生も予測されていることから、国際イベント等の開催や大規模自然災害の発生を見据え、研修等を通じて身体的損傷に適切に対応できる医師（外傷外科医）や看護師の資質及び技術の向上を図る。

2 事業の概要

重症な身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識や手技を得るための研修の実施に必要な経費について補助を行う。

《研修内容》

重症な身体的損傷に適切に対応するために必要な手術療法に係る知識、手技を得るために実施する座学及び実技とし、以下に掲げる事項を実施する。

- ア 海外の事例やデータベースを元にした外傷戦略に関する事項
- イ 救急医療に関しての倫理的側面、メンタルケアに関する事項
- ウ 銃創、爆傷等の外傷治療に必要な知識及び手技に関する事項
- エ 医療チームの構成員とのコミュニケーションに関する事項

《対象者》

- ・ 外傷初期診療ガイドライン（JATEC）などの外傷初期診療に関する訓練を受けた医師（外科医、救急医）
- ・ 外傷初期看護ガイドライン（JNTEC）などの外傷初期看護に関する訓練を受けた看護師

3 実施主体等

実施主体：日本外科学会（公募）

補助率：定額

4 事業実績（平成29年度～令和3年度）

<研修スケジュール>

- ・ 研修会1日（座学、グループディスカッション等）
- ・ 追加研修（off-the-job training）としていずれかのコースを受講
 - ① 外傷外科手術治療戦略（SSTT）標準コース（2日間）
 - ② Advanced Surgical Skills for Exposure in Trauma(ASSET)コース（1日）

<総受講人数>

- ・ 134施設から432名（医師221名+看護師211名）

災害医療コーディネーター

災害医療コーディネーター*とは

* 災害医療コーディネーターのうち、都道府県の保健医療調整本部に配置される者を都道府県災害医療コーディネーター、保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部に配置される者を地域災害医療コーディネーターと呼称する。

- 災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者である。
- 平常時から当該都道府県における医療提供体制に精通しており、専門的な研修を受け、災害対応を担う関係機関等と連携を構築している者が望ましい。

活動要領の内容

第1 概要

- 1 背景
- 2 本要領の位置付け
- 3 用語の定義
- 4 災害医療コーディネーターとは
- 5 運用の基本方針

第2 平常時の準備

- 1 運用に係る計画の策定
- 2 任命及び協定
- 3 災害医療コーディネーターの業務
災害医療コーディネーターは、以下の事項について、助言を行う。
(1) 平常時の医療提供体制等を踏まえた、災害時における医療提供体制の構築（都道府県の地域防災計画及び医療計画の改定等）
(2) 都道府県による関係学会、関係団体又は関係業者との連携の構築
- 4 研修、訓練等の実施
- 5 EMISの活用のための準備

第3 災害時の活動

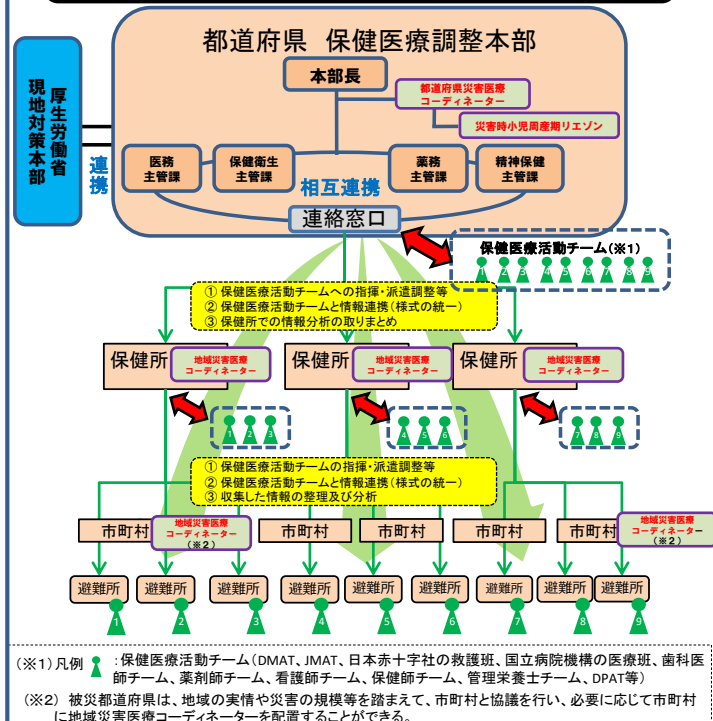
- 1 災害医療コーディネーターの招集、配置、運用
被災都道府県は、
○ 都道府県災害対策本部の下に、保健医療調整本部を設置し、都道府県災害医療コーディネーターを配置する。
○ 地域における保健医療活動の調整等が円滑に行われるよう、
ー 必要に応じて保健所^{注)}に地域災害医療コーディネーターを配置する。
ー 地域の実情や災害の規模等を踏まえて、市町村と協議を行い、必要に応じて市町村^{注)}に地域災害医療コーディネーターを配置することができる。
- 2 災害医療コーディネーターの業務
災害医療コーディネーターは、以下の事項について、助言及び調整の支援を行う。
(1) 組織体制の構築
(2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案
(3) 保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整
(4) 患者等の搬送の調整
(5) 記録の作成及び保存並びに共有
- 3 災害医療コーディネーターの活動の終了

注) 保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部

第4 費用の支弁と補償

都道府県は、災害医療コーディネーターとの事前の協定に基づいた費用支弁を行う。

災害医療コーディネーターを活用した、大規模災害時の体制のモデル



(※1) 凡例：保健医療活動チーム(DMAT, JMAT, 日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

(※2) 被災都道府県は、地域の実情や災害の規模等を踏まえて、市町村と協議を行い、必要に応じて市町村に地域災害医療コーディネーターを配置することができる。

「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(平成29年7月5日付け科発0705第3号・医政発0705第4号・健発0705第6号・薬生発0705第1号・障発0705第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)より引用・改変

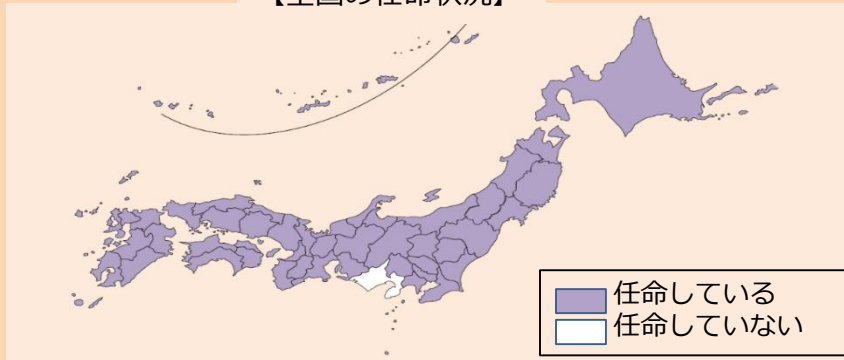
全国における災害医療コーディネーターの任命状況

- 令和3年度に全国を対象に災害医療コーディネーター任命数の調査を行った。都道府県災害医療コーディネーターは、46都道府県で、計857名が任命されており、地域災害医療コーディネーターは37道府県で、計1361名（兼任を含む）が任命済みであった。
- 活動要領策定後においても、各都道府県において災害医療コーディネーター任命数のバラツキが大きく、また、都道府県災害医療コーディネーターや地域災害医療コーディネーターを任命していない都道府県があった。

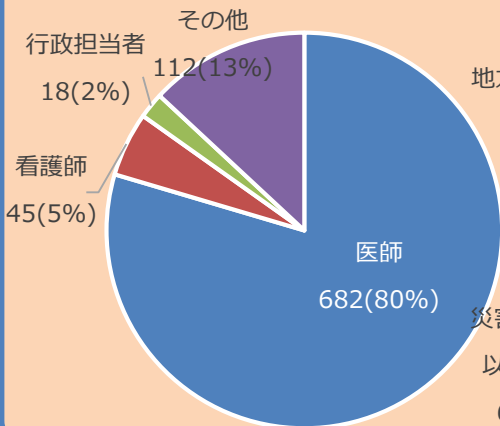
<都道府県災害医療コーディネーター>

<各都道府県における任命状況>

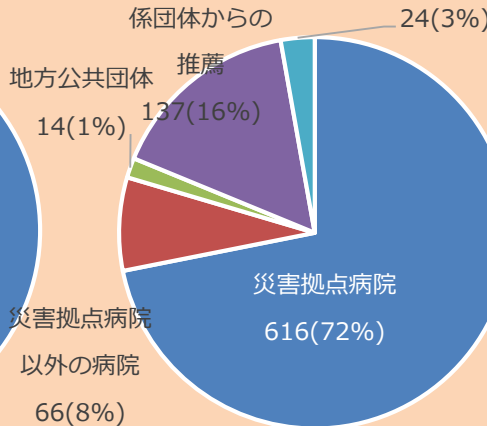
【全国の任命状況】



【職種】



【所属】



	都道府県災害医療コーディネーター	地域災害医療コーディネーター	都道府県災害医療コーディネーター	地域災害医療コーディネーター
北海道	34	45	滋賀	135
青森	7	27	京都	8
岩手	5	42	大阪	118
宮城	12	17	兵庫	19
秋田	6	21	奈良	8
山形	1	30	和歌山	3
福島	9	6	鳥取	10
茨城	5	29	島根	18
栃木	1	14	岡山	29
群馬	1	27	広島	6
埼玉	5	63	山口	13
千葉	11	53	徳島	34
東京	27	0	香川	22
神奈川	9	24	愛媛	19
新潟	1	10	高知	3
富山	22	0	福岡	51
石川	15	15	佐賀	20
福井	31	0	長崎	16
山梨	15	0	熊本	16
長野	14	38	大分	24
岐阜	9	89	宮崎	16
静岡	0	47	鹿児島	11
愛知	7	30	沖縄	7
三重	4	42	全国	857
				1361

*都道府県災害医療コーディネーターと地域災害医療コーディネーターの兼任を含む厚生労働省医政局地域医療計画課調べ、令和3年8月1日時点

DMAT等に関する最近の動き

新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について
《抜粋》

2022年6月15日

新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議

3. 政府の取組から見える課題

(1) 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた課題と取り組むべき方向性

① 医療提供体制の強化に関する事項

災害派遣医療チームは、新型コロナウイルス感染症対応でも、クラスターの発生した医療機関への支援や、入院調整等で活躍したが、そうした役割の法令上の位置付けがなく、事前の訓練もされていなかったため、都道府県が設置する入院調整本部において既存の都道府県DMAT調整本部の機能が十分に活用されないなど、非効率な対応がなされるケースがあった。

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策
《抜粋》

令和4年9月2日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等の改正については、以下の方向で検討し、速やかに必要な法律案の提出を図る。

(1) 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等

【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】

＜広域での医療人材派遣の仕組みの創設等＞

⑥ 国による広域での医師・看護師等の医療人材の派遣や患者の搬送等について円滑に進めるための調整の仕組み、都道府県知事が医療ひっ迫時に他の都道府県知事に医療人材の派遣の応援を求めることができる仕組み等を設けるとともに、都道府県知事の求めに応じて派遣される医療人材（DMAT等）の養成・登録等の仕組みを整備し、派遣や活動をより円滑に行えるようにする。